

## 「林野火災注意報」、「林野火災警報」の運用を開始

令和7年2月26日に大船渡市で発生した林野火災は、火災発生から1ヶ月以上燃え続け、最終的に延焼範囲が3,370haとなる昭和39年以降で国内最大の林野火災となりました。

林野火災は、貴重な森林資源を大量に焼失するおそれがあるほか、人や家屋等への被害が懸念されます。

また、林野火災の発生原因の大半はたき火や火入れといった人為的な要因によるものです。このことを踏まえ林野火災予防の実効性を高めることが必要であることから火災予防条例を改正し、令和8年1月1日から「林野火災注意報」、「林野火災警報」の運用を開始しました。

### ○林野火災注意報・林野火災警報について

区分	発令の目安	火の使用の制限
林野火災注意報	林野火災の危険性が高まった場合	自粛に努めること（努力義務）
林野火災警報	林野火災の危険性が極めて高い場合	従わなければならない（義務）

※「林野火災警報」は、「火の使用の制限」について義務を課すもので、違反した者に対して、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

### ○林野火災注意報・林野火災警報発令時の規制について

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合は、次の「火の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて消防長が指定した区域において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

### ○林野火災注意報・林野火災警報の発令及び解除の周知について

林野火災注意報・林野火災警報を発令及び解除した場合、防災無線、車両広報等を行います。